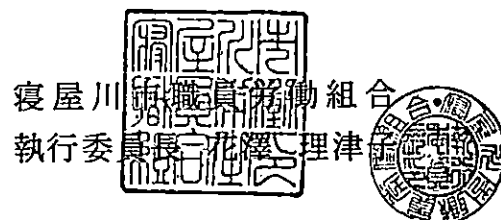


2020年5月19日

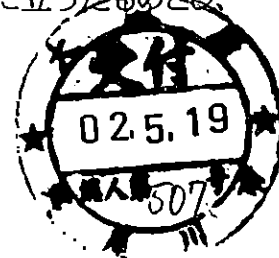
寝屋川市長  
広瀬 慶輔 様



2020年夏季闘争重点要求書

市職労は2月13日、第4回中央委員会を開催し、2020年夏季闘争にあたり下記の項目を決定しました。交渉にあたり、誠意ある回答を強く求めます。

1. 賃金労働条件については、労使合意で解決をはかり、一方的に実施しないこと。
2. 定員適正化計画にこだわらず、人員確保、育成、業務の継承の観点から、事務職をはじめ、技術職、保育士、教員、養護教員、看護師、保健師、児童指導員、社会福祉士など福祉系専門職、技能職など全ての職種において必要な採用を行うこと。
3. 夏季一時金について、職員の生活改善を図る観点から、条例分を上回る額を6月30日までに支給すること。
4. 期末・勤勉手当は期末手当に統一し、全職員に一律10%加算すること。
5. 特に賃金の低い若年層や子育て世代の引き上げ・改善を行うこと。
6. 係長職員に管理職手当とともに超過勤務手当を支給すること。
7. 夏期休暇について7日間とし、完全取得できるよう対策を講じること。
8. 勤務時間短縮、休憩取得の確実な保障、実効ある超過勤務縮減、年次有給休暇の取得促進などのとりくみを行うこと。
9. 新たな管理監督職について、早期に制度化を行うこと。制度化にあたっては、公平性、透明性、専門職員の育成を重視し、前提として生計費原則も踏まえて納得性のあるものとする。
10. フレックスタイム制(ねやがわ流)については、職場実態に応じた無理のない運用を行うこと。また希望しない残業については超過勤務として認め、手当を支給すること。
11. 人事評価制度について、係長職を評価者からはずすこと。任期付短時間職員、再任用職員への評価は廃止すること。一時金への反映をやめること。
12. メンタルヘルスについての正しい知識を身に付けるための教育・研修を系統的に実施すること。全てのハラスメント防止指針の策定にあたっては、被害者の立場に立ったものとし、ILOのガイドラインを参考とすること。



13. 心の健康法やメンタルヘルスについての正しい知識を身に付けるための教育・研修を系統的に実施すること。
14. 心の健康子宮がん、乳がん検診など希望者全員を対象に、定期健診で受診できるようにすること。
15. 子の看護休暇について、小学校卒業までに引き上げること。

#### 再任用・非正規職員について

16. 再任用職員の賃金引き上げを行うこと。
17. 定年退職者の再任用について、希望するすべての職員を任用すること。
18. フルタイム再任用者について5級以上で任用すること。
19. 任期付短時間職員の賃金に経年加算を拡大すること。
20. 任期付短時間職員について、賃金・手当・休暇などについて、均等待遇の観点から抜本的に改善を図ること。
21. 会計年度任用職員の処遇改善を行うこと。また、夏期休暇を制度化すること。